

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

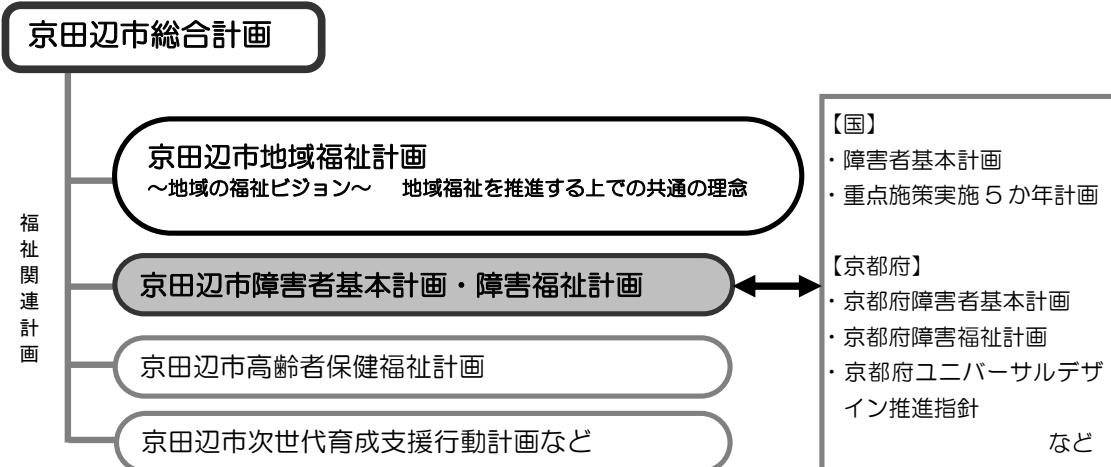
(1) 策定方針

近年、高齢化の進行に伴う身体障がいのある人の数の増加や障がいの重度化・重複化の傾向、また、社会・経済状況などの変化による心的ストレスを要因とした精神障がいのある人の数の増加もみられ、障がいのある人を取り巻くニーズは多様化しており、障がいの状況に応じた施策の充実が急務となっています。このような状況の中、京都府障害者基本計画や市の他の計画との調和を図りつつ、平成22年3月に「京田辺市障害者基本計画（第2期）」を策定しました。

本計画は、この障害者基本計画の実施計画として、平成21年度から平成23年度を計画期間とする第2期障害福祉計画が終了するのを受け、京田辺市障害者基本計画（第2期）の「すべての人が自分らしく暮らしていけるまち」を基本理念とし、その実現を図るため、障害者自立支援法に基づき、これまでの進捗状況や障がい福祉サービス等の利用形態などを踏まえ、策定するものとします。

(2) 他計画との関係

本計画は、京田辺市総合計画及び京田辺市地域福祉計画などの上位計画や関連計画、また国や府の計画と整合を図るものとします。



(3) 計画の期間

本計画は、平成 26 年度を目標年度とし、平成 21 年度から平成 23 年度までの第2期計画の見直しを行い、第3期計画として平成 24 年度から平成 26 年度の3年間の施策を定めるものです。なお、本計画については、国・府の動向等に合わせながら必要な見直しを行っていくものとします。



(4) 法的な位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画であり、「京田辺市障害者基本計画」が、障がいのある人のための施策全般に関する指針を示す基本計画であるのに対して、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策を示す実施計画となります。

【参考】

《 障害者自立支援法抄 》

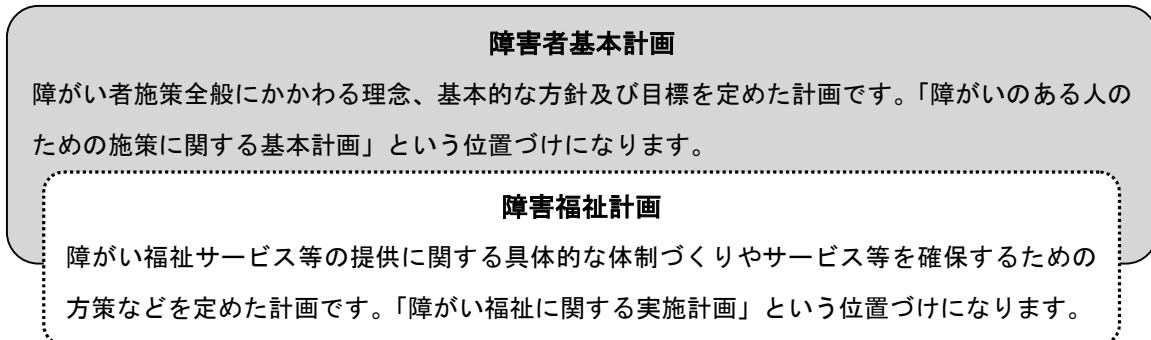
第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

《 障害者基本法抄 》

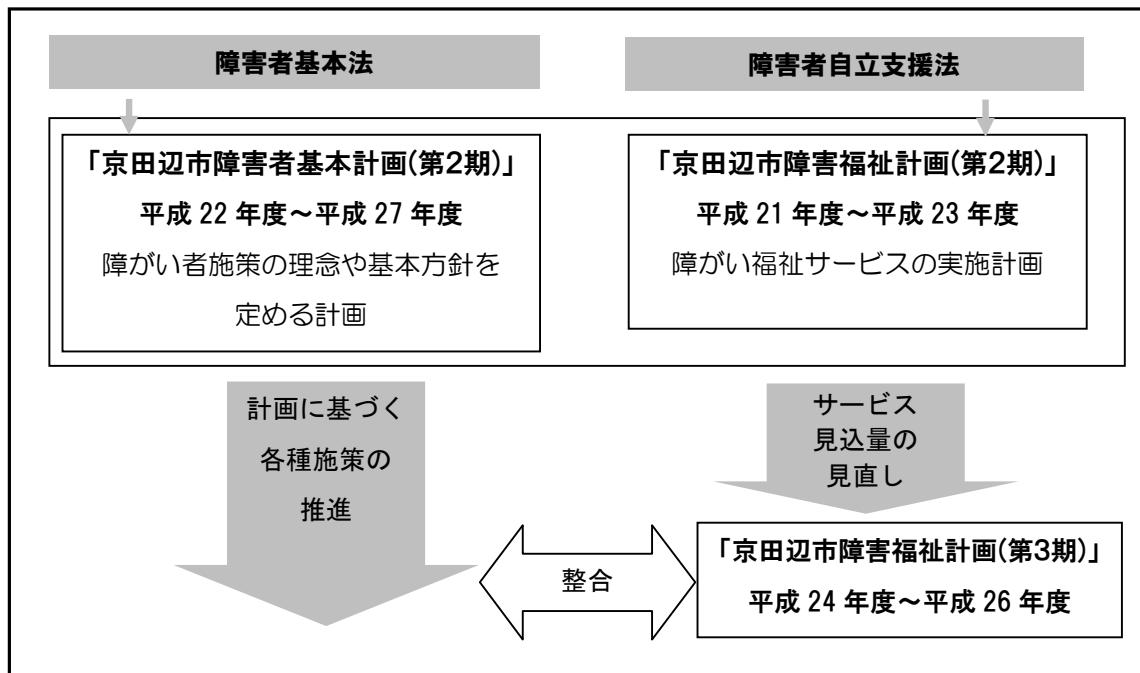
第 11 条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者基本計画と障害福祉計画の位置づけ



■障害者基本法と障害者自立支援法の関係



2. 制度改正などの動向

(1) 国の制度改正の動向

国では、平成 14 年 12 月に新障害者基本計画が策定され、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間に講すべき障がい者の施策の基本方向として、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」が掲げられています。この計画は、前身の計画である「障害者対策に関する新長期計画」の「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」の理念を継承し、かつ、「施設から地域生活への移行」及び「入所施設は真に必要なものに限定」という方針が明確に打ち出されるなど、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざしています。

一方で、平成 22 年 1 月に、障がい者制度改革推進会議が設置され、国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法として「障害者基本法」の改正や、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定、さらに、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定など、現在、国では新たな制度設計に向けた取り組みが行われています。

(2) 障がい福祉サービスの動向

平成 18 年 10 月に、「障害者自立支援法」が全面施行されました。同法は、「障害者が地域で暮らせる社会に」と「自立と共生の社会を実現」を目標とし、「支援費制度」の利用契約制度を承継し、障がい種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）ごとに提供されていたサービスを市町村が一元的に提供する仕組みに改めました。また、働く意欲や能力のある障がいのある人の就労支援を強化し、さらに、障がいのある人の地域移行をシステム化しました。

この障害者自立支援法は、利用者の負担に定率負担が導入されたこと、事業者報酬が定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたことなどについてさまざまな意見があり、これまで所要の政省令の改正が実施されました。この法律に対する不満・不備は払拭されず、障害者自立支援法を廃止し、新たに制度の谷間のない支援を提供し、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度として、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定などが予定されています。また、平成 22 年 12 月には、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定までの間に早急に対応を要する事項を見直すため、障害者自立支援法が改正されました。